

教政第319号  
令和5年3月20日

各市町村教育委員会教育長 殿

徳島県教育委員会教育長  
(公印省略)

新学期以降の県立学校におけるマスク着用の  
考え方の見直し等について (通知)

このことについて、県立学校長に対し、別紙のとおり通知いたしました。  
各市町村教育委員会におかれましては、所管の学校において、適切な対応が行われるよう、引き続き御配慮いただきますようお願いいたします。

(連絡先)  
徳島県教育委員会  
教育政策課働き方・発信戦略担当  
電話088-621-3159

各県立学校長 殿

徳島県教育委員会教育長

新学期以降の県立学校におけるマスク着用の  
考え方の見直し等について（通知）

日頃より、学校における新型コロナウイルスの感染拡大防止対策について、御理解、御協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、このことについて、文部科学省初等中等教育局長から別添のとおり通知がありました。

つきましては当該内容を踏まえ、次のとおりご留意いただきたい事項等をお示いたしますので、貴所属の教職員にお知らせいただくとともに、内容に配意し、引き続き、学校運営を円滑に行っていただきますようお願いいたします。

1. 令和5年4月1日以降のマスク着用の考え方の見直しについて

(1) 基本的な考え方

- 児童生徒及び教職員については、学校教育活動に当たって、マスクの着用を求めないことを基本とする。
- ただし、登下校時に混雑した電車やバスを利用する場合や、校外学習等において医療機関や高齢者施設等を訪問する場合など、マスクの着用が推奨されている場面においては、児童生徒及び教職員についても、着用を推奨する。
- 基礎疾患があるなど様々な事情により、感染不安を抱き、マスクの着用を希望したり、健康上の理由によりマスクを着用できない児童生徒もいることなどから、学校や教職員がマスクの着脱を強いることのないようにすること。
- 児童生徒の間でマスクの着用の有無による差別・偏見等がないよう適切に指導を行うこと。
- 教育活動の中で、「感染リスクが比較的高い学習活動」の実施に当たっては、活動の場面に応じて、一定の感染症対策を講じることが望ましいこと。
- 部活動等においても「感染リスクが比較的高い学習活動」と同様の活動を実施する場合は、換気や大声での発声を控えるなどの対策を講じること。
- 新型コロナウイルス感染症に限らず、季節性インフルエンザ等も含め、感染症が流行している場合などには、教職員がマスクを着用する又は児童生徒に着用を促すことも考えられるが、そういった場合においても、マスクの着用を強いることのないようにすること。
- 咳やくしゃみの際には、咳エチケットを行うよう児童生徒に指導すること。

## (2) 入学式等の実施にあたっての留意事項

- 今後、各学校において実施が予定されている入学式等の儀式的行事においても、(1)と同様に、マスクの着用を求めないことを基本とすること。
- 国歌・校歌等の斉唱や合唱を行う時や、複数の児童生徒による、いわゆる「呼びかけ」を実施する時には、体の中心から前方1 m程度・左右50cm程度を目安とした距離を確保すること。
- 来賓や保護者等については、着席を基本とし、座席間に触れ合わない程度の距離を確保した上で、感染対策上での来賓や保護者等の参加人数の制限は必要ないこと。運動会等の体育的行事や文化的行事についても同様に、保護者等の参加人数の制限は必要ないこと。
- また、儀式的行事や体育的行事、文化的行事等の学校行事については、感染対策上での実施内容の精選や時間の短縮を行う必要はないこと。

## 2. 効果的な換気の実施について

- 各学校においては、引き続き、効果的な換気を実施すること。
- 具体的な換気の方法や考え方については、「新型コロナウイルスの感染拡大を防止するための換気の徹底及びその効果的な実施について」(令和4年9月2日付け文部科学省事務連絡)を参照すること。
- 換気を目安としてCO<sub>2</sub>モニターにより二酸化炭素濃度を計測することも有効であること。(学校環境衛生基準では、1,500ppmを基準とされているが、新型コロナウイルス感染症対策分科会提言「感染拡大防止のための効果的な換気について」では、学校についても、「出来る限り1,000ppm相当の換気等に取り組むことが望ましい。」とされていることから、これらも踏まえた上で、効果的な換気に取り組むこと。)
- 十分な換気が確保できない場合には、サーキュレーターやHEPAフィルタ付き空気清浄機等の導入など、換気のための補完的な措置を講じ、可能な限り十分な換気を確保すること。

## 3. 給食等の食事をする場面における対策について

- 給食等の食事をする場面においては、引き続き、食事の前後の手洗いを徹底するとともに、会食に当たっては、飛沫を飛ばさないように注意すること。
- 適切な換気を確保するとともに、大声での会話は控える、机を向かい合わせにしない、向かい合わせにする場合には対面の児童生徒の間に一定の距離(1 m程度)を確保する等の措置を講じることにより、「黙食」は必要ないこと。

## 4. スクールバスでの登下校における対策について

- 乗車前に検温や健康観察を行い、発熱や体調に異常が認められる場合は、乗車を見合わせる。
- 利用者の状況に配慮しつつ、定期的に窓を開けて換気を行うこと。
- 可能な範囲で運行方法の工夫等により、過密乗車を避けること。
- スクールバスの座席数に比して利用者が多い場合には、会話を控えることの徹底やマスク着用の推奨を行うこと。

<お問い合わせ先>

**【本通知に関すること】**

教育政策課 働き方・発信戦略担当

電話 088-621-3159

**【マスク着用の基本的な考え方に関すること】**

体育健康安全課 健康・食育担当

電話 088-621-3172

**【学習指導・学校行事に関すること】**

(義務教育、高校教育に関すること)

学校教育課 学力向上推進室 学力向上推進担当

電話 088-621-3196、3197

(体育・保健体育に関すること)

体育健康安全課 体力・競技力向上担当

電話 088-621-3165

**【部活動に関すること】**

(文化部活動について)

学校教育課 教育文化創造担当

電話 088-621-3054

(運動部活動について)

体育健康安全課 体力・競技力向上担当

電話 088-621-3165

**【マスクの着用の有無による差別・偏見に関すること】**

人権教育課 教育推進担当

電話 088-621-3152